

## ○田布施町現場代理人取扱要領

平成23年4月1日  
訓令第16号

### 1 趣旨

この要領は、田布施町が発注する工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

### 2 常駐期間について

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

### 3 兼務について

以下の(1)から(3)の要件のいずれかを満たす場合は、複数の工事契約で同一の現場代理人を配置できるものとする。

- (1) 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合  
(資料1参照)
- (2) 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼任が認められた工事において、同主任技術者が現場代理人も兼務する場合(ただし、兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他発注機関が兼務を了承していること。)
- (3) 以下の要件をすべて満たす場合
  - ① 兼務する工事契約が3件以内であること。ただし、災害復旧工事等を含む場合は、4件とする。
  - ② それぞれの契約金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。
  - ③ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を承認していること。
  - ④ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること(携帯電話や連絡責任者の配置等)。
  - ⑤ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

### 4 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者ではないこと(ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。)

### 5 その他

- (1) 3(1)で兼務する場合、複数の工事契約を1件の契約とみなす。
- (2) 複数の災害復旧工事等(治山事業、林地崩壊防止事業、がけ崩れ対策、急傾斜地崩壊対策事業を含む)は1件の契約とみなす。
- (3) この要領で近接とは、50m以内の区域とする。
- (4) 3(3)の要件を満たせなくなった場合、受注者は、すみやかに別の現場代理人を選任し、現場代理人届を発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、現場代理人の兼務工事に変更があるときは、すみやかに変更した現場代理人選任届を発注者に提出するものとする。
- (6) 現場代理人の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

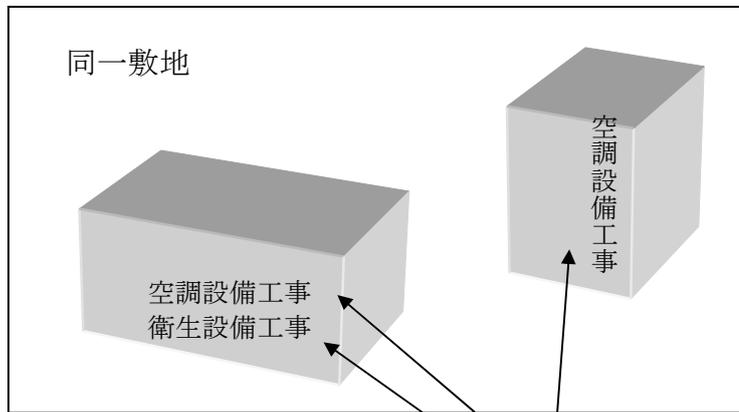
附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

資料 1

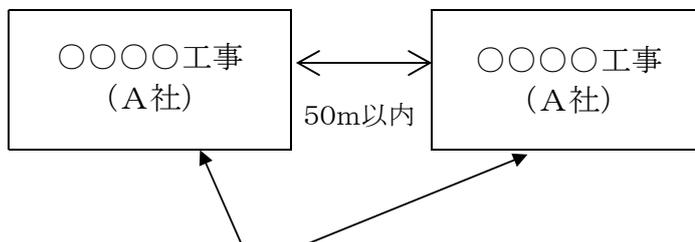
同一又は近接工事現場と認められ、1 契約とみなす例

○建築工事現場



同一工事現場として認められる。

○土木工事現場



近接工事現場として認められる。